## 東松山市窓口番号呼出表示モニター広告放映要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市庁舎に設置する窓口番号呼出表示モニターに広告を放映するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(広告の基準)

- 第2条 広告は、窓口番号呼出表示モニターに放映可能な動画及び静止画像広告とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは広告放映することができない。
  - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はおそれがあるもの
  - (3) 人権侵害となるもの又はおそれがあるもの
  - (4) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
  - (5) 政治性又は宗教性のあるもの
  - (6) 青少年の保護及び健全な育成の観点から適切でないもの
  - (7) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
  - (8) 市が推奨していると市民の誤解を招くもの又はおそれのあるもの
  - (9) 個人の売名広告
  - (10) 美観風致を害するもの
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、広告として不適当であると市長が認めるもの

(事業者の選定等)

- 第3条 市長は、広告主を募集し、並びに放映する広告の制作、審査及び放映を行う事業者を企画提案書及び事業説明等により選定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により選定された事業者と事業に係る協定書を締結するものとする。

(広告の募集)

- 第4条 広告の募集は、事業者が行うものとし、広告の募集に当たっては、次 に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 事業者が広告の募集者であることを明確にし、市長が広告の募集者であ

るような誤解を与えることのないように配慮すること。

(2) 事業者は広告の内容について、事前に市長に広告案を提出し承認を得ること。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、広告の内容その他広告の放映に関する全ての事項について 一切の責任を負うとともに、次の掲げる事項に従わなければならない。
  - (1) 市長が広告の内容について第2条に規定する基準に違反し、又は窓口番号呼出表示モニターで放映する広告としてふさわしくないと判断し、広告の内容の変更又は修正を求めた場合は、当該内容の変更又は修正を行うこと。
  - (2) 広告の放映期間中に広告主の責めに帰する理由に基づき、その使用に不 適当な事情が生じた場合は、事業者が速やかに当該放映分の放映を中止し、 又は市が放映を中止させることができる措置を講ずること。
  - (3) 放映する広告に関連して第三者との間に紛争が生じ、又は損害を与えた場合は事業者の責任及び負担において解決すること。
  - (4) 広告に起因して市に損害が生じたときは、その損害を市に賠償すること。
  - (5) 広告に係る一切の権利を、第三者へ譲渡し、又は転貸しないこと。
  - (6) 広告映像の制作に際して、著作権その他の権利に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うこと。
  - (7) 広告に関する苦情等について、速やかに解決に当たること。 (放映広告審査委員会)
- 第6条 放映する広告の可否を審査するため、放映広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会の委員長は、市民生活部長をもって充て、委員には市民生活部次長、 総務部総務課長、政策財政部政策推進課長、環境産業部商工観光課長及び市 民生活部人権市民相談課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委 員がその職務を代理する。

- 5 委員会の庶務は、市民生活部市民課において処理する。 (会議)
- 第7条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 (委任)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施において必要な事項は、市 長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年12月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則

- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。